

報道機関 各位

山形県みらい企画創造部市町村課

固定資産（土地）に係る令和6年度基準地価格について

「固定資産（土地）に係る令和6年度基準地価格」が、令和5年11月22日（水）開催の第77回山形県固定資産評価審議会の審議を経て、本日、各市町村に通知されます。

令和6年度基準地価格の概況

(1) 宅地について

山形市、東根市、中山町、河北町、三川町を除く30市町村の基準地において、令和3年度と比較し価格が下落しているが、その下落幅はおおむね縮小傾向にある。

(2) 田、畑、山林について

全ての市町村の基準地において、令和3年度から変動がなく、価格が「据置き」となっている。

区分	令和6年度基準地価格			対 令和3年度基準地価格		
		指定市町村	県平均	指定市町村	県平均	
土地	宅地	山形市	153,000 円/㎡	23,279 円/㎡	2.0%	▲3.6%
	田	酒田市	134,500 円/千㎡	117,010 円/千㎡	0.0%	0.0%
	畑	米沢市	53,500 円/千㎡	50,856 円/千㎡	0.0%	0.0%
	山林	金山町	32,000 円/千㎡	22,157 円/千㎡	0.0%	0.0%

(注)・基準地価格は、宅地については1㎡当たり、田、畑、山林については1,000㎡当たりの価格である。

・各市町村の詳細は、別添のとおり。

【参考】

○固定資産の評価について

- 固定資産（土地及び家屋）については、3年に1度評価替えを行うこととされており、令和6年度が評価替え年度に当たる。
- 各市町村においては、田、畑、宅地及び山林の基準地価格の調整結果の通知を受け、固定資産（土地）の評価替えを行い、令和6年3月末日までに土地全筆の令和6年度評価額を決定する。

○基準地について

- 「基準地」とは、状況の類似する地区ごとに、標準的な土地として市町村が選定した宅地（田、畑、山林）のうち、最高価格地点（田、畑、山林においては、上級の地点）である。
- 市町村長が申し出た基準地の価格について、市町村間の評価の均衡上必要がある場合には、指定市町村にあつては総務大臣が、その他の市町村にあつては知事が所要の調整を行い、その結果（基準地価格）を通知する。

連絡先 みらい企画創造部市町村課
課長補佐 小田部 (023-630-3268)
報道監 みらい企画創造部次長 會田